

Progress～進歩～ 一期一会

1月号
2009年1月1日発行
三宅税理士事務所
(有)シーエムエス
倉敷市中島2370番地14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第20号
発行担当者:藤森理絵

新春のお慶びを申し上げます

新年、あけましておめでとうございます。



旧年中は、格別のご厚情をいただき、誠にありがとうございます。
本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

2007年にアメリカで起きたサブプライム金融問題から、2008年秋には、経済に更に打撃を与え、日本も大きく影響を受けています。こうした状況下で、今までに予想もしなかった事も起きています。私たちは、その中で、お客様の経営を少しでもサポートさせて頂き、お役に立ちたいと強く思っています。力いっぱい、全社を挙げて業務に取り組んで参りますので、共に現状を打破してゆきましょう。景気には波があり、きっと良くなるし、きっといいことがあると信じています。お客様のこれからのご繁栄を心よりお祈り申し上げます。



税理士 経営学修士(MBA) 三宅 孝治

報酬・料金等の源泉調整

事業主、法人が報酬や料金等の支払をした場合は、その報酬・料金等の支払を受ける者が個人である場合には、源泉徴収をしなければなりません。(徴収義務があります)
〔所得税を源泉徴収すべき報酬・料金〕

どのような報酬・料金を支払った場合が該当するかは、法令により詳細に規定されています。
(注意事項)

研究費、取材費、車代などの名目で支払われていても、その実態が報酬・料金等と同じであれば、源泉徴収の対象になります。

なお、報酬の支払者が、直接交通機関等へ支払った通常必要な範囲の交通費や宿泊費等は、報酬・料金等に含めなくてもよいことになっています。

金銭ではなく、品物で支払う場合も報酬・料金等に含まれます。

～ 税理士・弁護士・設計士等への源泉徴収の方法 ～

源泉徴収すべき所得税額は支払金額により次のようになっています。

税額：100万円以下 A×10%

100万円超 (A-100万円)×20%+10万円

※ A=支払金額

(例) 150万円の弁護士報酬を支払う場合
(支払金額-100万円)×20%+10万円
=50万円×20%+10万円
=20万円

〔源泉徴収しなくてもよい場合〕

弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている業務を行っていない個人は源泉徴収する必要がありません。

例えば、サラリーマンが確定申告などをするために税理士に報酬を支払っても、源泉徴収をする必要はありません。
ご不明な点がございましたら、お気軽に当事務所までお問い合わせ下さい。

＜職員 平成21年の抱負＞

明けましておめでとうございます。
本年もよろしくお願い致します。



“準備が大切”と言うことが身に沁みる1年でした。
本年は、いつもニコニコをモットーに頑張りたいと思います。
三宅 佐知子

笑顔をつれて心の元氣。
心の元氣で身体も元氣。
ふたつを持って真直ぐ生けば
きっと経済的元氣もついてくる！！
今年もよろしくお願い致します。

岡本 清美

あけましておめでとうございます。
2009年もついに幕が上がりました。
世の中のスピードは、ますます速くなる一方ですが、私は地デジ対応はおろか、携帯も使えなくなるとの通告を受けて、頭を悩ませています。
そこで、今年は・・・デジタル化に小さな抵抗をして・・・字の練習をする！
周りの人々は・・・また言ってるよ～とお思いでしょうが・・・違うんです！
今までは、字が上手くなるなんて高望みでしたが・・・今年はバランスの良い字・・・見やすい字を目指します。
あと・・・色々やりたい事を少しずつでもできるようゆっくりと目指していこうと思います。
今年もよろしく願いいたします。



吉原 美保子

昨年は、さまざまな出来事があり、急激な変化に自分自身が追いつけていなかったように思います。
今年は、世の中の変化に流されるのではなく、自分の足でしっかり立ち、流れを泳いでいけるように、自分自身を鍛えていきたいと思っています。
本年も皆様どうぞよろしくお願い致します。

山本 武史

昨年は、まだまだ学ぶことがたくさんあると実感した年でした。
今年はたくさんの笑顔と元氣を提供できるように頑張ります。
藤森 理絵



2008年は課題発見の1年でした。
2009年はその課題をクリアして、成長できるよう頑張ります。
本年もよろしくお願い致します。

高木 麻衣

明けましておめでとうございます。また新たな年が始まりました。
年が変わると、この先どんな出来事が待っているのか、とても楽しみです。
充実した毎を送り、より一層皆様へお力添えできるよう、努力していきます。
よろしくお願い致します。

秋山 知恵

＜1月スケジュール＞

日	曜日	
10	土	*源泉所得税(12月分)の納付期限
20	火	*源泉所得税(7～12月分)の納付期限(納期特例届出書提出者)
31	土	*11月決算法人の確定申告・納付期限
		*12月分の社会保険料の納付期限
		*5月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限
		*源泉徴収票の交付及び提出期限
		*法定調書の提出期限
		*給与支払報告書の提出期限
		*固定資産税の償却資産申告書の提出期限
		*個人住民税第4期分の納付期限

昨年は、毎日毎日があつと言う間に過ぎていきました。
今年も多くの事を学び、一日一日を充実したものに出来るよう、何でも前向きに取り組んでいきたいと思っています。
御指導よろしくお願い申し上げます。

田村 和輝

寒さが厳しいこの頃・・・
お身体には十分お気を付けください

